

業務契約書

委任者 株式会社SKコーム（以下「甲」という。）と受任者 税理士法人西田経理事務所【登録番号：T5030005014368】（以下「乙」という。）は、税理士の業務に関して下記のとおり契約を締結する。

第1条 委任業務の範囲

1 税務に関する委任の範囲は、次の項目とする。

（1）甲の法人税・地方法人税、都道府県民税、事業税、特別法人事業税、市町村民税、事業所税及び消費税等の税務書類の作成並びに税務代理業務の他、甲の給与計算、法定調書作成事務及び償却資産申告に係る書類の作成並びに手続き代理業務

（起票代行は不可。商法第19条・会社法第432条・刑事訴訟法第323条2項）

（2）甲の税務調査の立会い

（3）甲の税務相談

2 会計に関する委任の範囲は、次の項目とする。

（1）甲の総勘定元帳及び試算表の記帳指導

（2）甲の決算書類の作成

（3）甲の会計処理に関する指導及び相談

3 前記に掲げる項目以外の業務については、別途協議する。

第2条 契約期間

令和7年7月8日からの1年間とする。ただし、契約期間満了日の3カ月前までに双方より意思表示のない限り、自動継続することを妨げない。

第3条 報酬の額

1 報酬は乙が定める報酬規定に基づき次のとおりとする。

（1）顧問報酬・給与計算代行料として月額 56,100円

（適用税率10% うち 消費税額 5,100円）

（2）決算報酬・消費税申告代行の報酬として 247,500円

（適用税率10% うち 消費税額 22,500円）

（3）年末調整、法定調書、償却資産申告代行一式の報酬として 55,000円

（適用税率10% うち 消費税額 5,000円）

年末調整について、10人超の場合、一人につき 2,200円

(適用税率 10% うち 消費税額 200 円)

償却資産申告について、二か所以上の場合、一か所につき 20,000 円

(適用税率 10% うち 消費税額 2,000 円)

(4) 報酬の額は、第 2 条に係わらず改訂することができる。

(5) 税務調査の立合いは別途協議する。

第 4 条 支払時期

顧問料の支払時期は、当月分を毎月 18 日までに口座引落しにより支払うものとする。決算料報酬その他の報酬に関しては申告期限等の翌月末日までに振込等により支払うものとする。

第 5 条 特定個人情報等の取扱い

乙は甲との「特定個人情報等の取扱いに関する覚書」に則り、甲から乙に開示又は提供された個人番号及び特定個人情報（以下「特定個人情報等」という。）を適切に取り扱うものとする。

第 6 条 資料等の提供及び責任

- 1 甲は、委任業務の遂行に必要な説明、書類、記録その他の資料(以下「資料等」という。)をその責任と費用負担において乙に提供しなければならない。
- 2 資料等は、乙の請求があった場合には、甲は速やかに提出しなければならない。資料等の提出が乙の正確な業務遂行に要する期間を経過した後であるときは、それに基づく不利益は甲において負担する。
- 3 甲の資料等の提供不足、誤りに基づく不利益は、甲において負担する。
- 4 乙は、業務上知り得た甲の秘密を正当な理由なく他に漏らし、又は窃用してはならない。
- 5 乙は、甲から提供を受けた特定個人情報等を他に漏らし、又は窃用してはならない。

第 7 条 情報の開示と説明及び免責

- 1 乙は、甲の委任事務の遂行に当たり、とるべき処理の方法が複数存在し、いずれかの方法を選択する必要があるとき、並びに相対的な判断を行う必要があるときは、甲に説明し、承諾を得なければならない。
- 2 甲が前項の乙の説明を受け承諾をしたときは、当該項目につき後に生じる不利益について乙はその責任を負わない。

第 8 条 設備投資などの通知

消費税の納付及び還付を受ける場合については、課税方法の選択により不利益を受けることがあるので、甲は建物新築、設備の購入など多額の設備投資を行うときは、事前に乙に通知する。甲が通知をしないことによる不利益について乙はその責任を負わない。

第9条 反社会的勢力の排除

- 1 甲及び乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋若しくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
 - (4) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手方に対する脅迫的な言動又は暴力を用いる行為
 - イ 偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し、又は信用を毀損する行為
- 2 甲又は乙の一方について、本契約の有効期間内に、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、本契約を解除することができる。
 - (1) 前項1号又は2号の確約に反する申告をしたことが判明した場合
 - (2) 前項3号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
 - (3) 前項4号の確約に反する行為をした場合

第10条 契約の解除

(甲の契約解除)

甲は次に掲げる第1項のときは直ちに、第2項の時は書面により催告をなした上、本契約を解除することができる。

- 1 乙において、病気その他の事由により委嘱事項の処理が不可能になった時。
- 2 乙が故意又は過失により委嘱事項の処理をしない等本契約に定める事項を履行しない時。

(乙の契約解除)

乙は次に掲げる第1項・第2項の時は直ちに、第3項の時は書面により催告をなした上、本契約を解除することができる。

- 1 甲の適正な納税義務の履行を図ることが著しく困難である、と判断するような事態が生じた時。

- 2 乙において、病気その他の事由により委嘱事項の処理が不可能になった時。
- 3 甲が、定められた報酬の未払等、本契約に定める事項を履行しない時。

第11条 その他

本契約に定めのない事項並びに本契約の内容につき変更が生じることとなった場合は、甲乙協議のうえ、誠意をもってこれを解決するものとする。

第12条 特記事項

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙各々記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和7年7月8日

委任者（甲） 埼玉県さいたま市緑区東浦和8丁目2-12
東栄ハイツ201
株式会社SKコーム
代表取締役 末武 修平

受任者（乙） 埼玉県熊谷市石原1-78
税理士法人西田經理事務所
代表社員 吉留 良平